

2008年7月1日

お客様 各位

2-メルカプトエタノール毒物指定のお知らせ

株式会社 森永生科学研究所



謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社製品に格別のご愛顧を賜り心より御礼申し上げます。

さて、6月20日に毒物及び劇物指定令の一部が改正され、2-メルカプトエタノールおよびこれを含有する製剤が7月1日から毒物に指定されることとなりました（詳しくは「[毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）](#)」をご覧ください）。

弊社が販売しております製品の一部には2-メルカプトエタノールを含有する製剤を含む製品が御座います。つきましては、弊社の当該キットをご使用の際には法令に則って使用していただけますようお願い申し上げます。

なお毒物の取扱に関しましては、厚生労働省のホームページ（下記のリンク）をご参照ください。

- ・ [毒劇物盗難等防止マニュアル](#)
- ・ [毒物劇物の適切な保管管理について](#)

謹白

弊社製品で2-メルカプトエタノールを含むキットおよび構成成品は、下記の通りです。

記

- モリナガ FASPEK 特定原材料測定キットシリーズ（内、B各標準品・I抽出用B液）
- モリナガ特定原材料ウエスタンブロットキットシリーズ（内、C各標準品）
- 特定原材料抽出用試薬（内、③抽出用B液）
- 加熱処理動物由来タンパク質検出キットシリーズ（内、B標準品原液・C陽性対照溶液・D陰性対照溶液・F抽出液・I）

以上